

○保育施設ボランティアに関する細則

平成19年8月20日

法人細則第25号

改正 平成23年法人細則第9号

平成27年法人細則第6号

保育施設ボランティアに関する細則

(趣旨)

第1条 この法人細則は、国立大学法人筑波大学保育施設規則（平成18年法人規則第39号。第5条において「規則」という。）第21条の規定に基づき、国立大学法人筑波大学（第12条において「法人」という。）に設置する保育施設（以下「保育施設」という。）におけるボランティアに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この法人細則において「ボランティア」とは、自らの自由意思により、保育施設の業務補助を目的として、無償で活動を行う者をいう。

(活動範囲)

第3条 ボランティアの活動内容は、次の各号に掲げるもののうち、人事を担当する副学長（以下「担当副学長」という。）が適当と認めた範囲とする。

- (1) 乳幼児の保育の補助
- (2) 保育施設的环境整備
- (3) その他担当副学長が認めた事項

(申込み)

第4条 保育施設において、ボランティア活動（以下「活動」という。）を希望する者（次条において「申請者」という。）は、別記様式第1のボランティア活動申込書により、担当副学長に申し込むものとする。

(選考)

第5条 担当副学長は、前条項の申込みがあった場合は、健康診断の結果が保育施設の業務に支障がないと認めた申請者のうちから、活動を行う保育施設に応じて、規則第17条に規定する部会の議を経て、ボランティアを選考する。

(許可及び登録等)

第6条 担当副学長は、前条の規定により選考した者を、ボランティア保険に加入したことを確

認の上、活動を許可し、ボランティアとして登録するとともに、当該者に別記様式第2のボランティア活動許可証を交付するものとする。

(活動期間)

第7条 ボランティアが活動できる期間は、活動を許可された年度内とする。ただし、別に定めるボランティア活動更新願を担当副学長に提出した者については、1年ごとに更新を許可することができる。

(許可の取消)

第8条 担当副学長は、ボランティアが第11条の規定に違反し、又は保育施設の業務に支障がある行為を行ったと認めるときは、活動の許可を取り消すことができる。

(辞退)

第9条 ボランティアは、自己の都合によりボランティアを辞退しようとするときは、担当副学長に別記様式第3により届け出るものとする。

(登録の抹消)

第10条 第8条の許可の取消をしたとき、又は前条の辞退の届出があったときは、担当副学長は、当該ボランティアの登録を抹消するものとする。

(遵守事項)

第11条 ボランティアは、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 法人規則等を遵守するとともに、保育施設の所長(以下この条において「所長」という。)、保育士等の指示に従うこと。
- (2) 子どもたちの静かな保育環境の維持に留意すること。
- (3) 職務上知ることのできた秘密を漏らさないこと。ボランティアを退いた後も、同様とする。
- (4) 事前の所長の同意なしに、保育施設が保有するファイル又はデータを閲覧又は複製しないこと。
- (5) 乳幼児及び保育士に対する不利益を与える行為その他の保育施設の秩序を乱す行為をしないこと。
- (6) 営利を目的とした行為をしないこと。

(損害賠償)

第12条 ボランティアが、故意又は重大な過失により、法人に損害を与えた場合は、その損害を賠償するものとする。

(事務)

第13条 ボランティアに関する事務は、総務部が行う。

(その他)

第14条 この法人細則に定めるもののほか、ボランティアに関し必要な事項は、保育施設委員会が別に定める。

附 則

この法人細則は、平成19年8月20日から施行する。

附 則 (平23.3.24法人細則9号)

この法人細則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平27.3.26法人細則6号)

この法人細則は、平成27年4月1日から施行する。

ボランティア活動申込書

平成 年 月 日

国立大学法人筑波大学人事担当副学長 殿

申込者

住所・電話番号 _____

氏名（ふりがな） _____

生年月日 _____ 年 月 日 性別（男・女）

下記のとおり、保育施設においてボランティア活動を行いたいので申込みます。
なお、許可された上は、貴学の法人規則等を遵守し、所長、保育士等の指示に従います。

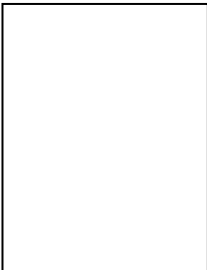
記

ボランティア活動希望保育施設	ゆりのき保育所	そよかぜ保育所
ボランティア活動の実施希望期間等	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日	
	曜日、 時 ~ 時	
ボランティア活動の内容		
ボランティア活動経験の有無	有	有の場合の内容
	無	期間 場所
ボランティア活動保険加入の有無	有 無	
健康診断の受診状況	直近の受診日 平成 年 月 日 医療機関等名	
ボランティア活動実施上の希望等		

（備考） 1. 健康診断書の写しを添付願います。

2. 麻疹の抗体検査を推奨します。

別記様式第2（第6条関係）

保育施設ボランティア活動許可証	
氏名	_____ 登録番号_____
活動期間	年 月 日 ~ 年 月 日
	上記の者は、本学保育施設（ゆりのき保育所・そよかぜ保育所）において、ボランティア活動の許可を受けた者であることを証明する。
	発行 年 月 日
	国立大学法人筑波大学人事担当副学長 印

(表)

注 意
1 この許可証は、ボランティアとして活動する際に携行すること。
2 この許可証は、他人に譲渡又は貸与してはならない。
3 この許可証を紛失したときは、速やかに発行者に届け出なければならない。
4 この許可証は、活動期間を満了したとき又は記載事項に変更があったときは、発行者に返還しなければならない。

(裏)

サイズ 54mm×86mm

別記様式第3（第9条関係）

辞 退 届

平成 年 月 日

国立大学法人筑波大学人事担当副学長 殿

平成 年度保育施設ボランティア

氏 名

私は平成 年 月 日をもって、保育施設ボランティアを辞退したいので、お届けします。